

参考資料 1 (PMHの事業概要)

令和6年度PMH(医療費助成)先行実施事業 自治体公募の概要説明

デジタル庁 国民向けサービスG (健康・医療・介護班)

現状の課題

医療DX推進に向けた全体の課題

- 医療 DX の推進に関する工程表（令和5年6月2日）において、「関係機関や行政機関等の間で**必要な情報を安全に交換できる情報連携機能を整備**し、自治体システムの標準化の取組と連動しながら、**介護保険、予防接種、母子保健、公費負担医療や地方単独の医療助成などに係る情報を共有**していく。」と整理している
- 一方で、自治体ごとに基幹システムの仕様や標準化に向けての対応状況は様々であり、**公費医療費助成や予防接種、母子保健等の施策の業務要件は異なっている**
- 現状に応じた情報連携の方式を考え、**機能の整備を通して医療DXを推進**することが必要である

施策ごとの課題

<公費医療費助成>

- 国民 : 保険証とは別に紙の受給者証等を持参しなければならない
- 自治体 : 申請・更新、転入・転出や、助成に係る請求等に関する事務コストがかかる
- 医療機関: オンライン資格確認とは別に、資格を個別に確認する事務コストがかかる 等

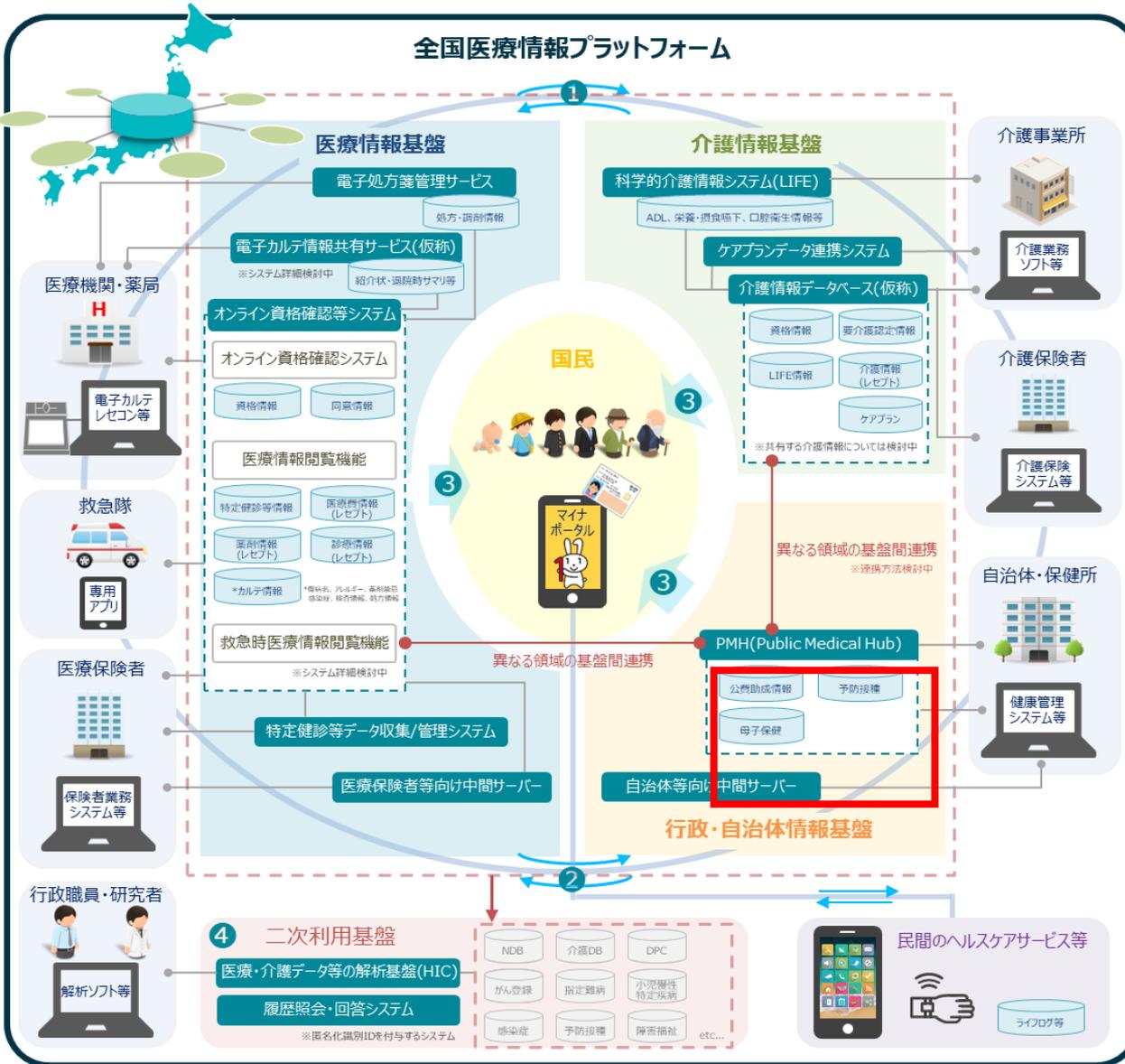
<予防接種・母子保健（乳幼児健診等）>

- 国民 : 予診票・問診票を何度も手書きしなければならない
健診結果や接種記録を、タイムリーに確認することができない
- 自治体 : 健康管理システムへの情報登録の手間や誤登録のリスク、費用支払に対する事務コストがかかる
- 医療機関: 紙による費用請求に対する事務コストがかかる 等

目指す将来像 (1/2)

全国医療情報プラットフォームの全体像 (イメージ)

資料 2 - 2



「医療DXのユースケース・メリット例」

1 救急・医療・介護現場の切れ目ない情報共有

- ✓ 意識不明時に、検査状況や薬剤情報等が把握され、迅速に的確な治療を受けられる。
- ✓ 入退院時等に、医療・介護関係者で状況が共有され、より良いケアを効率的に受けられる。



2 医療機関・自治体サービスの効率化・負担軽減

- ✓ 受診時に、公費助成対象制度について、紙の受給者証の持参が不要になる。
- ✓ 情報登録の手間や誤登録のリスク、費用支払に対する事務コストが軽減される。



3 健康管理、疾病予防、適切な受診等のサポート

- ✓ 予約票や接種券がデジタル化され、速やかに接種動員が届くので能動的でスムーズな接種ができる。予約票・問診票を何度も手書きしなくて済む。
- ✓ 自分の健康状態や病歴に関するデータを活用し、生活習慣病を予防する行動や、適切な受診判断等につなげることができる。



4 公衆衛生、医学・産業の振興に資する二次利用

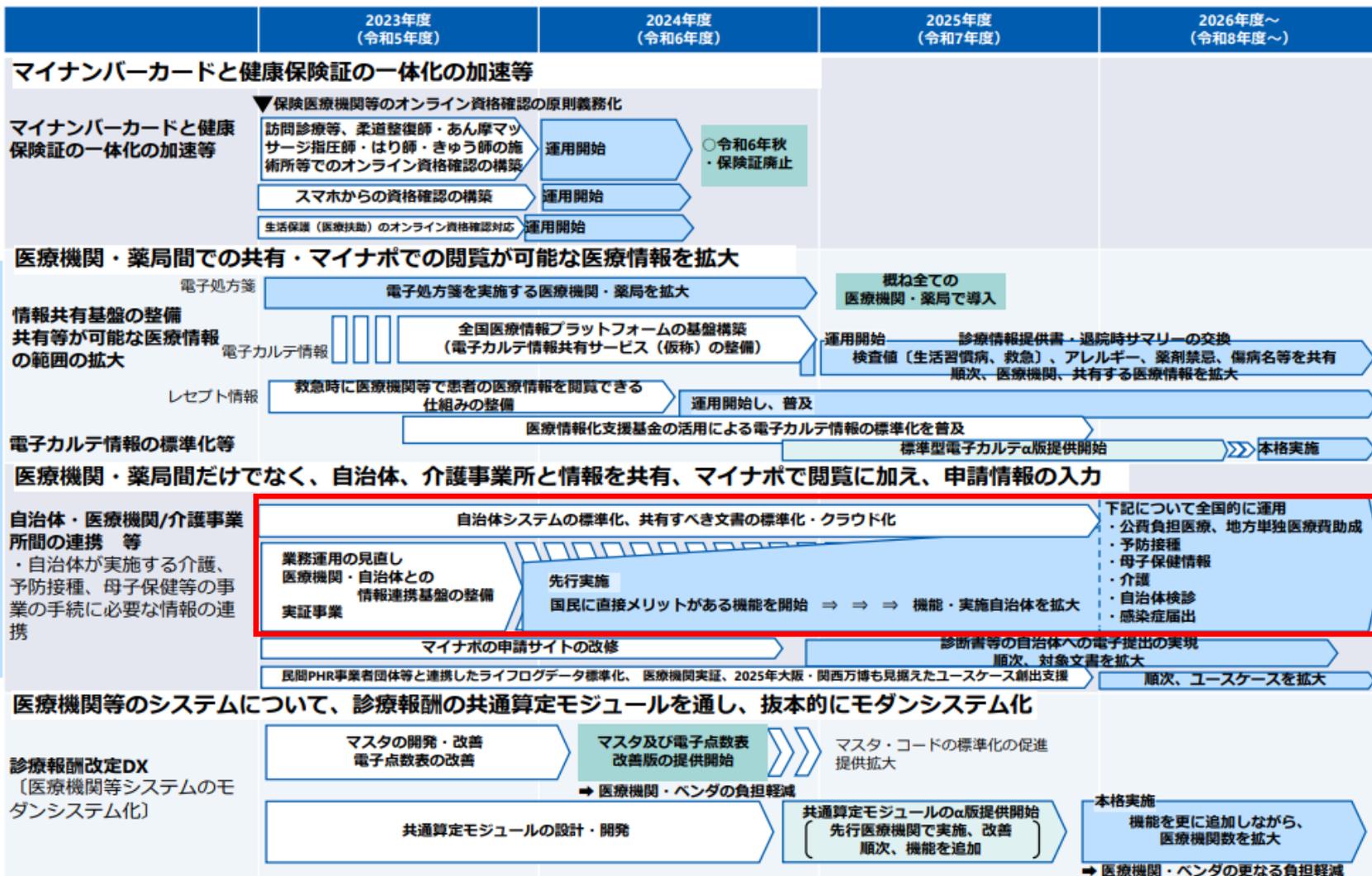
- ✓ 政策のための分析ができることで、次の感染症危機への対応力強化につながる。
- ✓ 医薬品等の研究開発が促進され、よりよい治療や的確な診断が可能になる。



目指す将来像 (2/2)

資料3

医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕



全国医療情報プラットフォームの構築

12/12「マイナンバー情報総点検本部（第5回）」 における岸田内閣総理大臣の発言（抄）

（中略）

次に、健康保険証については、総点検に加え、医療情報という特性も踏まえ、入念的に、登録済みの全データについて確認を実施しています。

本日の武見大臣からの報告では、来年春頃に、不一致データの確認作業を完了する見通しです。

その上で、マイナ保険証への移行に際しては、健康保険証の廃止後も、最大1年間は、現行の保険証が使用可能であるほか、マイナ保険証を保有しない方には、申請によらず、資格確認書を発行いたします。このように、デジタルとアナログの併用期間をしっかりと設けて、全ての方に安心して確実に保険診療を受けていただける環境をつくります。

さらに、暗証番号の設定が不要な顔認証カードの交付や、特急発行の仕組みの構築など、マイナ保険証の円滑な利用に向けて、マイナンバーカードの改善を進めます。

こうした国民の不安払拭のための各般の措置の進捗状況を踏まえ、**法令に基づき、予定通り、現行の健康保険証の発行を来年秋に終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することといたします。**

マイナンバーカードは、デジタル社会における公的基盤です。医療分野においても、マイナ保険証は、患者本人の薬剤や診療のデータに基づくより良い医療、なりすまし防止など、患者・医療現場にとって多くのメリットがあり、さらに、電子処方箋や電子カルテの普及・活用にとっても核となる、我が国の医療DX（デジタル・トランスフォーメーション）を進める上での基盤です。

まずは一度、国民にマイナ保険証を使っていただき、より質の高い医療などメリットを感じていただけるよう、医療機関や保険者とも連携して、利用促進の取組を積極的に行ってまいります。

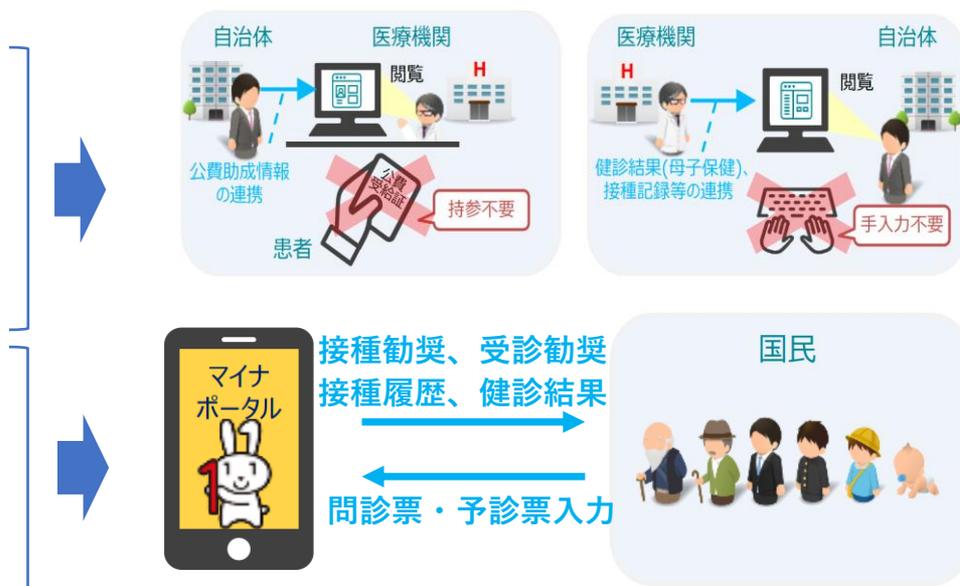
令和5年度 先行実施事業の概要

- 国の公費負担医療(難病等)や地方単独の医療費助成(こども医療費等)、予防接種や母子保健(健診)について、マイナンバーカードを活用したデジタル化の取組を今年度から先行的に実施すべく、参加自治体の公募を行った。
- 公募の結果、合計で16自治体・87医療機関等(※)を採択することとし、今後、今年度中の事業開始に向けシステム開発などを進めていく。
 - ※ 内訳は、(医療費助成) 5自治体・32医療機関等、(予防接種) 9自治体・56医療機関、(母子保健(健診)) 9自治体・19医療機関
(1自治体、1医療機関が複数分野を実施する場合を含む)

【メリット】

(医療費助成)

- マイナンバーカードを受給者証として利用し、医療機関で受診できるようにする(予防接種・母子保健(健診))
- 事前に予診票や問診票をスマホ等で入力し、マイナンバーカードを接種券・受診券として利用できるようにする
- マイナポータルから、接種勧奨・受診勧奨を行い、接種・健診忘れを防ぐとともに、接種履歴や健診結果がリアルタイムでマイナポータル上で確認できるようにする





医療費助成

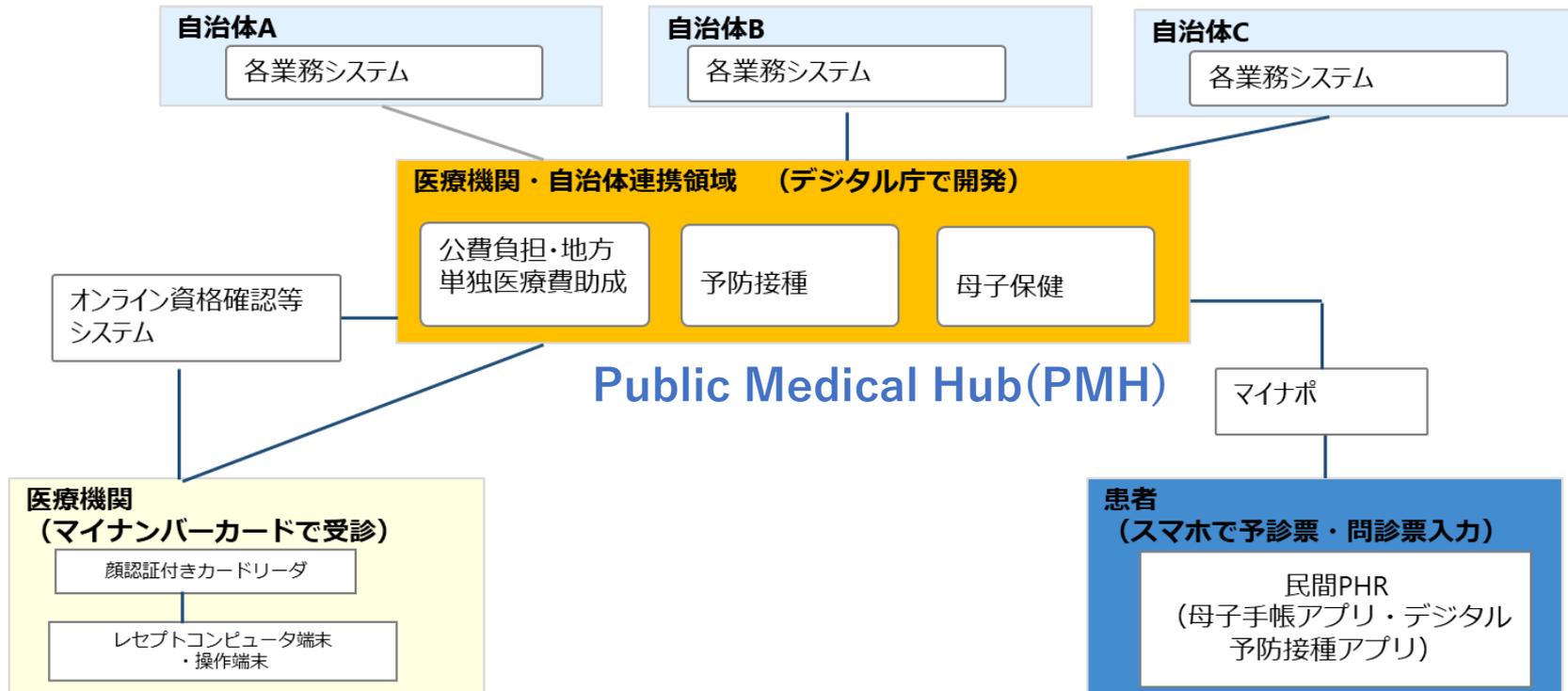


予防接種



母子保健

参考：自治体・医療機関の情報連携基盤 (システム構成図)



参考：令和5年度 先行実施自治体と参加対象事務

NO.	自治体名	対象事務						
		医療費助成 (国公費)			医療費助成 (地方単独)		予防接種	母子保健 (健診)
		難病	障がい者医療		こども	障がい、ひとり親、後期高齢者福祉など		
			精神通院	更生医療 育成医療				
1	青森県 むつ市						○	○
2	秋田県 由利本荘市			○	○	○※1		
3	埼玉県 入間市							○
4	東京都 東村山市						○	○
5	東京都 町田市							○
6	新潟県 小千谷市						○	
7	愛知県 一宮市	○ (小児慢性)		○	○	○※2		
8	大阪府 河内長野市							○
9	広島県 三原市						○	
10	愛媛県 西条市						○	○
11	長崎県 波佐見町						○	○
12	長崎県 諫早市						○	○
13	長崎県 大村市				○			
14	熊本県 熊本市		○	○		○※3		
15	熊本県 上天草市						○	
16	宮崎県 都城市			○	○	○※4	○	○

※1 「障がい」「ひとり親」 ※2 「障がい」「ひとり親」「後期高齢者福祉」「精神障害(精神通院)」 ※3 「障がい」
 ※4 「障がい」「ひとり親」「寡婦等医療」



医療費助成



予防接種

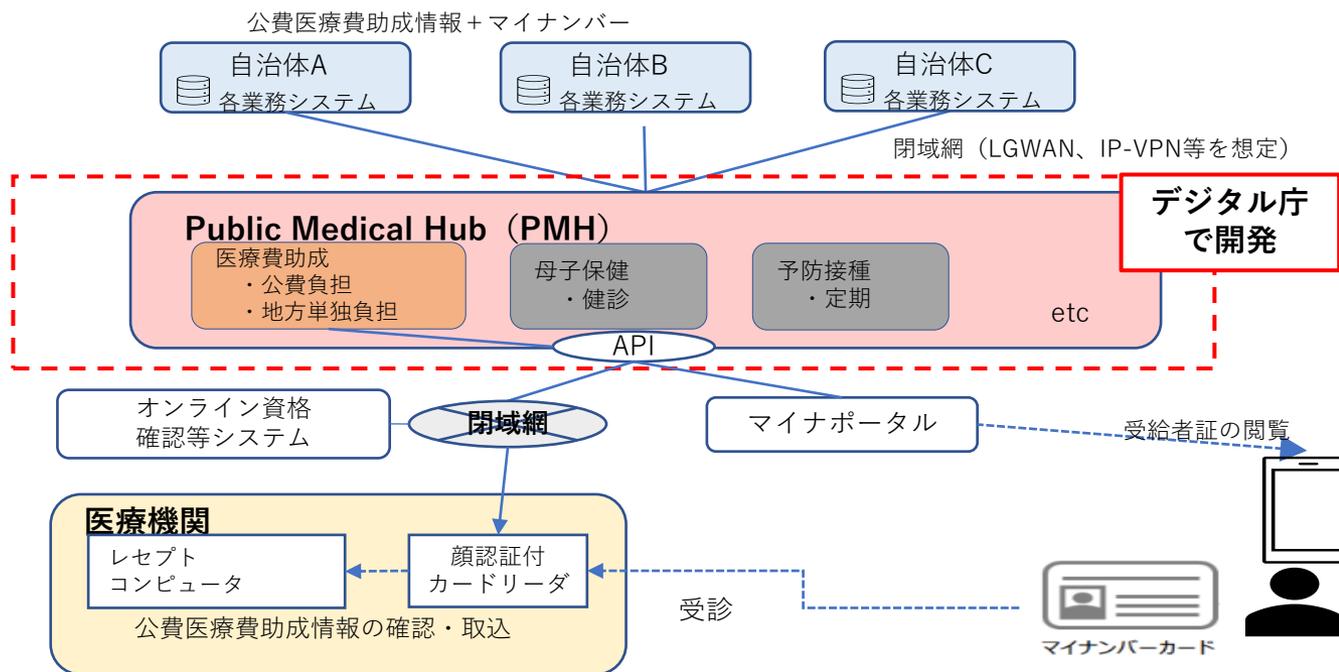


母子保健

サービス概要図（医療費助成の場合）

PMHは医療費助成の受給者証の情報を

自治体から医療機関/対象者に渡すためのサービス





医療費助成



予防接種



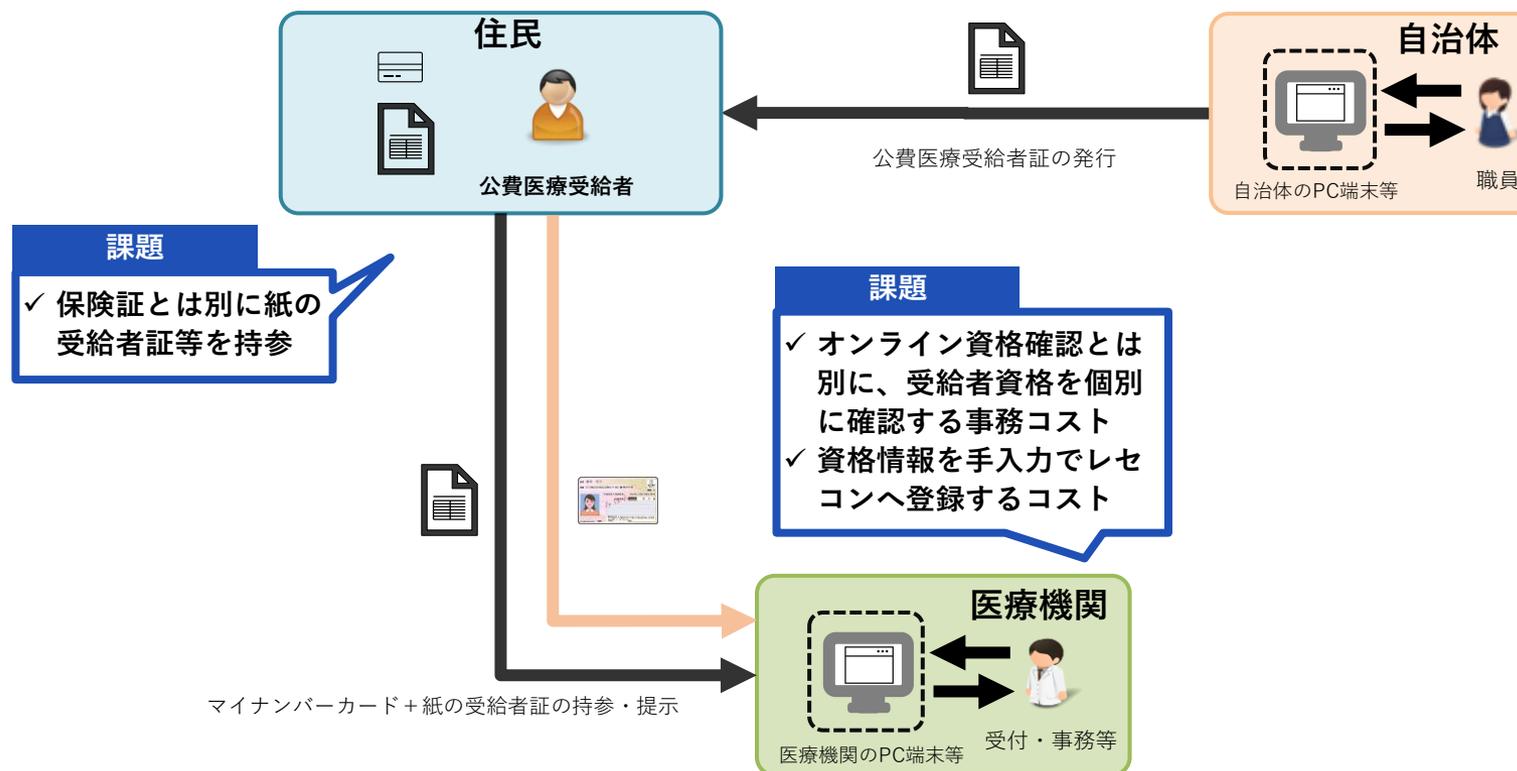
母子保健

現行の医療費助成事務フローの課題

- 紙の受給者証には、以下のような課題がある。

凡例

← 現行の紙を使用した情報の流れ



PMH導入後の医療費助成業務全体像



医療費助成



予防接種

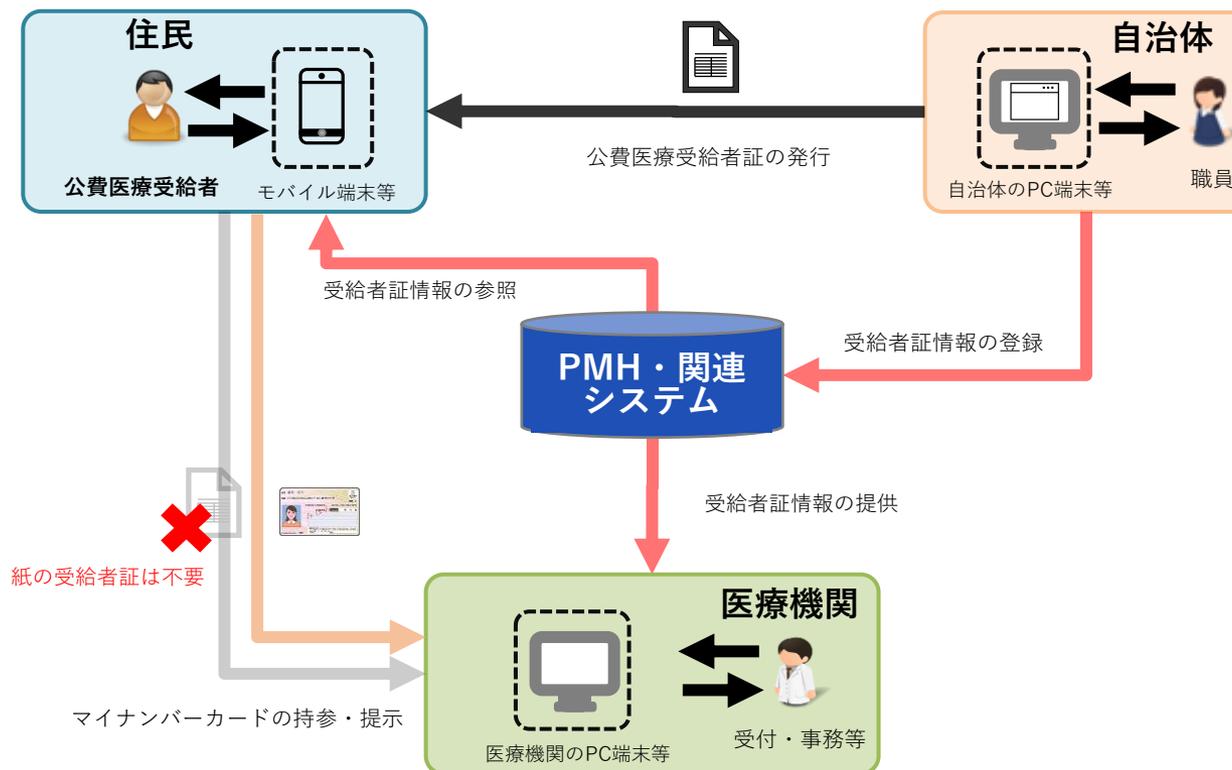


母子保健

- PMHで医療証を連携することで、以下のメリットがある
 - 国民：紙の受給者証の持参の手間が軽減し、紛失リスクや持参忘れ、再来院を防止
 - 自治体：正確な情報に基づき医療機関等からの請求が行われる。住民の利便性向上に資する。
 - 医療機関：受給者証情報の手動入力負荷を削減
最新の医療費助成受給資格を確認可能
医療費助成資格の確認事務コストの削減

凡例

- ← PMH導入後に軽減される紙を使用した情報の流れ
- ← PMH導入後の紙を使用した情報の流れ
- ↔ PMHを使用した情報の流れ



参考：令和5年度補正予算とシステム改修の概要（一覧）

対象	自治体(医療費助成)システム	医療機関等システム
事業名	<p>医療費助成・予防接種・母子保健等に係る情報連携システム先行実施事業（令和5年度補正予算24.6億円）</p> <p>※ 約400団体を想定</p>	<p>医療機関・薬局でのマイナンバーカードの利活用推進事業（令和5年度補正予算42.1億円）</p> <p>※ 約2～3万施設を想定 （診察券対応を含めると約5万施設）</p> <p>※ 国の公費負担医療(難病・小慢、自立支援医療)については、厚生労働省においても予算を確保。</p>
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の各業務システムから資格情報をPMHに提供するための各業務システムの改修に要する費用等を先行実施事業として国が負担（先行実施事業と位置付け、基準額の範囲内で全額国費負担することを想定しているが、詳細は今後検討。） 令和5年度先行実施事業と同様に、国と自治体システム運用事業者との直接契約を想定。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関等のシステム(レセプトコンピューター)において、PMHから資格情報を受け取るための改修に対して一定割合で補助。 上記以外に、診察券をマイナンバーカードへ一体化するため必要な再来受付機やレセプトコンピューターの改修も対象経費とする。 令和5年度先行実施事業と異なり、医療機関・薬局への補助（国と医療機関システム運用事業者との直接契約ではない）。 <p>※ 厚生労働省の補助金は、基準額を定めた定額補助（自治体への間接補助(10/10)）</p>
システム改修の内容	<p>PMHの利用にあたり、地方公共団体において必要な対応は、以下2点を想定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> データ関係改修 既存業務システムで保有する受給者証情報（資格情報）をPMH連携用データとして指定の宛先に出力するための改修 既存ネットワークの設定変更 既存のマイナンバー利用事務系ネットワークからLGWAN又は他の閉域網を経由してPMHへ接続するための既存ネットワーク機器の設定変更 	<p>PMHからオンライン資格確認端末に提供される医療費助成の資格情報をレセプトコンピューターにおいて読み込み、自動反映させるとともに、レセプトコンピューターの画面上に反映するための改修</p>

デジタル庁

Digital Agency